

仙台大学オープンアクセス方針

(趣旨)

1 仙台大学（以下「本学」という。）は、本学において生産された研究成果を広く学内外に公開することにより、 学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元し、社会の発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のよう

(研究成果の公開)

2 本学は、教員の研究成果を、仙台大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。

(適用の例外)

3 前項の規定にかかわらず、著作権その他の理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は 当該研究成果を非公開とすることができる。

(適用の不遡及)

4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と異なる内容の契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリへの登録)

5 学術・研究成果の出版社版がリポジトリにおいて公開可能である場合、本学は当該出版社版をリポジトリに登録することができる。

(その他)

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

(附則)

7 本方針は、令和2年10月1日から施行する。